

第一次消費者委員会の委員の改選に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月十四日

参議院議長平田健二殿

森まさこ



## 第一次消費者委員会の委員の改選に関する質問主意書

消費者委員会は、平成二十一年九月に消費者行政全般を監視するための第三者機関として設立された。必要と認められる場合には、内閣総理大臣、関係各大臣、消費者庁長官に建議するという重大な権限をも与えられている。このような消費者委員会への国民の期待の高さにもかかわらず、昨今の消費者委員会の運営状況を鑑みると、消費者委員会は国民の期待に全く応えられていない。

そのような中で、第一次消費者委員会の委員が改選され、平成二十三年九月より第二次消費者委員会が発足している。この改選に関し、以下の点につき質問する。

一 第一次消費者委員会における委員別出席状況について、本委員会、委員間打合せ、各部会・専門調査会のそれぞれにつき開催回数と各委員の出席回数を明らかにされたい。

二 第一次消費者委員会の委員改選において、再任した委員と任期満了により退任した委員がいる。その選別の基準を委員別に明らかにされたい。

三 製品事故に係る調査機関の創設が喫緊の課題と分かつていながら、製品安全分野に造詣の深い委員が一人も再任されておらず、また、新任もされていない。このような人選となつた理由につき明らかにされた

い。

二

四 第二次消費者委員会では地方に居住する委員が選任されているため、委員会開催の日程がとりづらくなつてゐる。このような体制で、多くの課題を処理することや緊急事態への迅速な対応は可能なのか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。